

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	コンビニ交付サービス導入に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第2号

コンビニ交付サービス導入に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施概要

1 実施理由

住民基本台帳に関する事務においては、平成 27 年 10 月から住民票にマイナンバー（個人番号）が記載されることに伴い、新たに特定個人情報ファイル^{※1}を保有することとなったため、番号法^{※2}に基づき平成 27 年度に特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施した。

新たに特定個人情報ファイルを保有するときのほか、現に保有している特定個人情報ファイルに「重要な変更」を加えようとするときも、評価を実施することとされている。具体的には、既に公表している全項目評価書（以下「評価書」という。）のうち、国の個人情報保護委員会が定める指針に掲げる項目中の記載内容を変更することが、「重要な変更」にあたる。

区では、平成 30 年 12 月から「コンビニ交付サービス」の実施を予定しており、同サービス導入にあたり評価書中の「リスク対策」の記載内容を変更するが、それが「重要な変更」に該当することから、再度評価を実施するものとする。

2 コンビニ交付サービスの概要

資料 2 7 - 1 のとおり

3 評価書の主な変更内容

資料 2 7 - 2 のとおり

4 新旧対照表及び変更箇所一覧

資料 2 7 - 3 及び資料 2 7 - 4 のとおり

5 今後のスケジュール

平成29年	9月15日（金）	パブリック・コメント開始
	10月16日（月）	パブリック・コメント終了
	10月中旬～	パブリック・コメントの意見反映、第三者点検
	11月下旬	
平成30年	1月18日（木）	情報公開・個人情報保護審議会に結果報告 ^{※3}
	2月15日（木）	個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書提出及び公表
	4月	地方公共団体情報システム機構にサービス参加申込書提出及びシステム改修に着手
	11月	地方公共団体情報システム機構と委託契約、協定書締結
	12月	コンビニ交付サービス稼働開始

※1 マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報のファイルまたはデータベース

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

※3 同時に、コンビニ交付サービス導入に伴う「電子計算機による個人情報の処理変更」及び「外部電子計算機との結合」について諮問するほか、「業務委託」について報告する予定